



# 令和3年度輸出環境整備緊急対策委託事業 (容器包装規制とリサイクル関連法調査)

## 調査結果報告書

令和5年3月22日

ユーロフィン・プロダクト・テストイング株式会社



本稿は「令和3年度農林水産省委託事業 EU向け輸出の容器包装に関するオンラインセミナー」に続く資料であり、ドイツ、フランス、オランダへ食品接触材料を輸出する日本国内事業者に向けて作成したものです。

今回は、特に使用頻度の高いプラスチック、紙、金属、インク、接着剤の計5材質の各国規制およびEU圏内のリサイクル関連規制についてまとめております。

前回:「令和3年度農林水産省委託事業 EU向け輸出の容器包装に関するオンラインセミナー」内容

- EU容器包装規制の概要
- プラスチック規則で求められる「適合宣言」について
- 事前に寄せられた質問と回答, 質疑応答

詳細な内容は下記をご確認ください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_process/attach/pdf/k\\_packaging-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_process/attach/pdf/k_packaging-9.pdf)

尚、一部内容を抜粋し、まとめたものを本稿のAppendixに載せておりますのでそちらも併せてご確認ください。

# 目次(容器包装規制とリサイクル関連法調査)

- プラスチック、紙、金属、インク、接着剤の計5 材質についての規制

- ドイツ
- フランス
- オランダ

- ドイツの容器包装廃棄物法に基づく規則 (VerpackG)

- フランスの循環経済法に基づく規則 (l' 'économie circulaire)

- EU の欧州包装廃棄物指令 (94/62/EC)

- EU リサイクルプラスチック規則 ((EU) 2022/1616)

- Appendix

EU容器包装規制の概要

- ① Regulation (EC) No. 1935/2004 (枠組み規則)
- ② Regulation (EC) No. 2023/2006 (GMP規則)
- ③ Regulation (EU) No.10/2011 (プラスチック規則)

- ユーロフィン・プロダクト・テストングについて



# プラスチック、紙、金属、インク、接着剤の 計5材質についての規制

## ドイツ連邦共和国

- I. 5材質に関する規制一覧
- II. 食品接触材の管轄機関
- III. 各材質に関わる規制と概要



# ドイツ I. 5材質に関する規制一覧



管轄機関	規制	プラスチック	紙	金属	インク	接着剤	別紙*
ドイツ連邦司法・消費者保護省	①消費財条例	✓	✓	✓	✓	✓	G1
	②食品・日用品・飼料法典(LFGB)	✓	✓	✓	✓	✓	G2
連邦リスク評価研究所(BfR)	③BfR推奨基準 2	✓					G3
	④BfR推奨基準 9	✓					G4
	⑤BfR推奨基準 46	✓					G5
	⑥BfR推奨基準 36		✓				G6
	⑦BfR推奨基準 36-1		✓				G7
	⑧BfR推奨基準 36-2		✓				G8
	⑨BfR推奨基準 36-3		✓				G9

\*別紙＝弊社独自で作成した仮訳文書

# ドイツ II. 食品接触材の管轄機関



## • ドイツ連邦司法・消費者保護省 (BMJV)<sup>1</sup>

消費者政策を統括する連邦省であり、消費者政策を立案し、政府の基本方針を実現するために関連機関と調整し策定する機関。

### ⇒【食品接触材に関連する連邦法】

①消費財条例 (Bedarfsgegenständeverordnung)

②食品・日用品・飼料法典 (Lebensmittel-, Bedarfsgegenstände- und Futtermittelgesetzbuch: LFGB)

## • 連邦リスク評価研究所 (BfR)<sup>2</sup>

2002年に連邦食糧・農業省 (BMEL) の管轄下にリスク評価機関として創設された機関。

ドイツの食品安全に関するリスク評価は BfR が責任を持ち、リスク削減を目的として、消費者の健康保護と食品の安全性に関するリスク評価、科学的助言を実施している。具体的な役割は、食品、飼料、製品の安全性について報告し、政府や民間企業に指針を提供することである。特徴はドイツの政府の科学当局であるが、独立した機関であり、各勧告については法的拘束力を持たない。

### ⇒【食品接触材に関する勧告】

③～⑨食品接触材料に関する勧告 (BfR Recommendations on food contact materials)



## ドイツ連邦司法・消費者保護省にて定められている法令

### ①消費財条例

Bedarfsgegenständeverordnung<sup>1</sup>

発行日	1992年4月10日
5材質中の対象	5材質全て(プラスチック、紙、金属、インク、接着剤)
内容(概要)	消費財に関して基準値等を定めている条例。 食品接触材についてはほぼEU指令を国内法へと訳したものの。
適合宣言書作成者	製造業者又は輸入業者
食品接触材の 対象章(5材質)	第8条(別紙G1参照)
ポイント	印刷インキについては2026年1月1日までの過渡期であるため、まだ施行されていない。



## ドイツ連邦司法・消費者保護省にて定められている法令

### ②食品・日用品・飼料法典

( Lebensmittel-, Bedarfsgegenstände-und Futtermittelgesetzbuch: **LFBG**<sup>1)</sup>)

発行日	2005年9月1日
5材質中の対象	5材質全て(プラスチック、紙、金属、インク、接着剤)
内容(概要)	EUの規制と指令に基づいており、(EC)1935/2004の第3条に準拠している。 定義、手続き規則、製品規格化規則、食品の安全と健康保護に関する一般的な規則を提示している。
食品接触材の 対象章(5材質)	第30条、第31条 (別紙G2参照)



## 連邦リスク評価研究所 (BfR) にて定められている勧告

### ③～⑨食品接触材料に関する勧告

(BfR Recommendations on food contact materials)

5材質中の対象	プラスチック、紙
内容(概要)	次のページに記載
食品接触材の対象(5材質)	次のページに記載
ポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品接触材料に関する BfR 勧告の焦点は、発足当初はプラスチック製食品接触材料にあった。</li><li>→現在、プラスチックについては欧州規則(規則 (EU) No 10/2011)の効力が強いいため、EUで規制が存在しない物質について注目されている。</li><li>・シリコン, 紙, ゴムなど, <b>特にEUで規制されていない他の食品接触材料の評価にこの勧告を使用することが可能。</b></li></ul>



## ③～⑨食品接触材料に関する勧告

(BfR Recommendations on food contact materials)

### プラスチック

#### ③BfR推奨基準 2 商品用のプラスチックやその他のポリマーに使用される着色料に関する勧告

BfR Recommendations on FCM II<sup>1</sup>(別紙G1参照)

#### ④BfR推奨基準 9 可塑剤を含まないポリ塩化ビニルや可塑剤を含まない塩化ビニルの共重合体、およびこれらのポリマーと他の共重合体、全混合物中に塩化ビニルを主として含む塩素化ポリオレフィンの混合物に関する勧告

BfR Recommendations on FCM IX<sup>2</sup>(別紙G2参照)

#### ⑤BfR推奨基準 46 架橋ポリエチレンに関する勧告

BfR Recommendations on FCM XL VI<sup>3</sup>(別紙G3参照)

EUのプラスチック規則(EU 10/2011)がプラスチックに対し、広範で強制的な規制を与えているので大きな効力はないが、EUにて規制されていない触媒系(触媒や開始剤)の成分や、製造工程で必要とされる乳化剤などの重合助剤について勧告を使用することが可能である。



## 紙、板紙

### ⑥BfR推奨基準 36 食品と接触する紙および板紙に関する勧告

BfR Recommendations on FCM XXXVI<sup>1</sup> (別紙G4参照)

### ⑦BfR推奨基準 36-1 クッキングペーパー、濾紙、フィルター層に関する勧告

BfR Recommendations on FCM XXXVI/1<sup>2</sup> (別紙G5参照)

### ⑧BfR推奨基準 36-2 焼成用の紙および板紙に関する勧告

BfR Recommendations on FCM XXXVI/2<sup>3</sup> (別紙G6参照)

### ⑨BfR推奨基準 36-3 食品包装材料用セルロース繊維の衝撃吸収材に関する勧告

BfR Recommendations on FCM XXXVI/3<sup>4</sup> (別紙G7参照)

紙と板紙に関する法的拘束力のある文書がないため、この勧告は当局や産業界から高い評価を得ており、法律に匹敵するほどの評価として受け入れられている。

1) BfR Recommendations on FCM XXXVI <https://www.bfr.bund.de/cm/349/XXXVI-Paper-and-Board-for-Food-Contact.pdf>

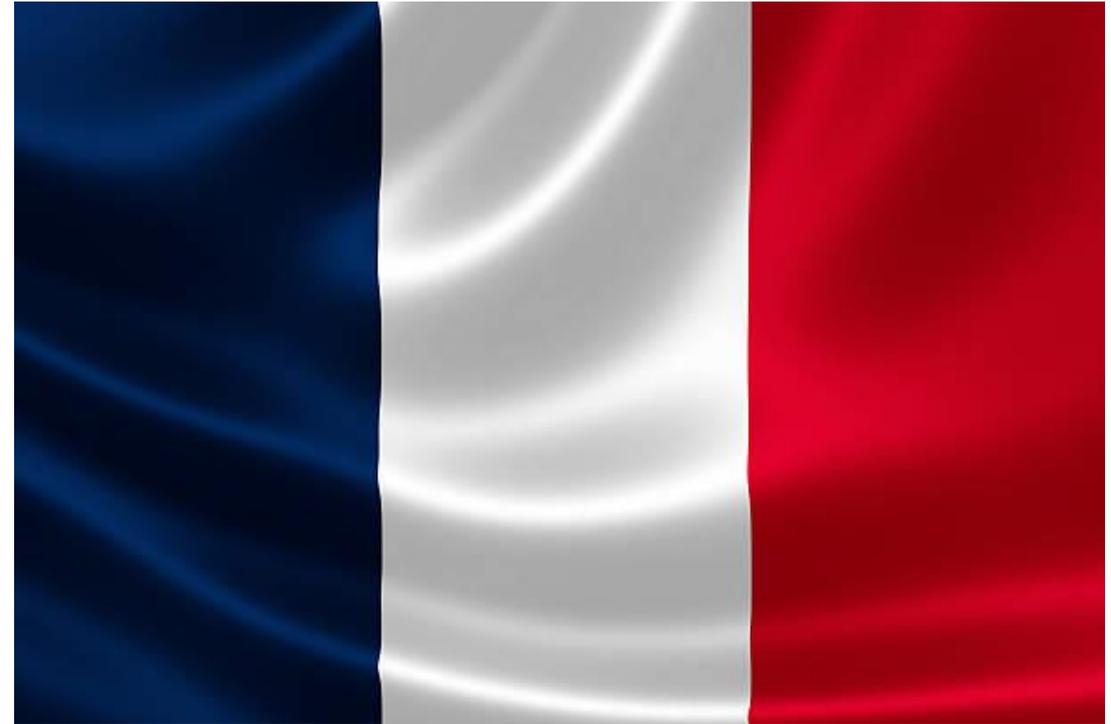
2) BfR Recommendations on FCM XXXVI/1 <https://www.bfr.bund.de/cm/349/XXXVI-1-Cooking-Papers--Hot-Filter-Papers-and-Filter-Layers.pdf>

3) BfR Recommendations on FCM XXXVI/2 <https://www.bfr.bund.de/cm/349/XXXVI-2-Paper-and-Paperboard-for-Baking-Purposes.pdf>

4) BfR Recommendations on FCM XXXVI/3 <https://www.bfr.bund.de/cm/349/XXXVI-3-Absorber-pads-based-on-cellulosic-fibres-for-food-packaging.pdf>

## フランス共和国

- I. 5材質に関する規制一覧
- II. 食品接触材の管轄機関
- III. 各材質に関わる規制と概要
- IV. 各材質に関わるガイドラインと概要



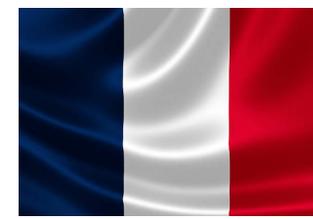
# フランス I. 5材質に関する規制一覧



管轄機関	規制	プラスチック	紙	金属	インク	接着剤	別紙*
フランス政府	①政令 No 2007-766(2007年5月10日付)	✓	✓	✓	✓	✓	F1
	②食品と接触するステンレス鋼材および品目に関する指令(1976年1月13日付)			✓			F2
	③食品および製品と接触するアルミニウム材またはアルミニウム合金材および品目に関する指令(1987年8月27日付)			✓			F3
フランス競争・消費・不正抑止総局 (DGCCRF)	④情報通知 No 2004-64(2004年6月6日付)および ⑤改定文書(2016年1月1日付)	✓	✓	✓			F4 F5
	⑥食品接触材料シートn° 1 V.02(2017年4月1日付)			✓			F6
	⑦食品接触材料シートn° 4 V.02(2019年1月1日付)		✓				F7
	⑧DGCCRF会報 n° 8(1996年5月24日付)				✓		F8

\*別紙＝弊社独自で作成した仮訳文書

# フランス II. 食品接触材の管轄機関



## • フランス政府<sup>1)</sup>

フランスでは食品接触材に対して下記2種類の行政命令が執行されている。

### Décret (デクレ)

大統領または首相による政令。対象はすべての人に対するものもあれば指定された宛先(事業者等)にのみ適用される場合がある。

### Arrêt (アレテ)

各自の責任範囲内で法律の範囲を定めるため、首相が大臣、県知事、市長に権限を委譲し、「アレテ」として行政命令(大臣命令、大臣間命令、県知事命令、市町村命令)を発令することができる。

### ⇒食品接触材に関する行政命令

Décret (デクレ): ①政令 No 2007-766 (2007年5月10日付)

Arrêt (アレテ): ②食品と接触するステンレス鋼材および品目に関する指令 (1976年1月13日付)

③食品および製品と接触するアルミニウム材またはアルミニウム合金材および品目に関する指令 (1987年8月27日付)



- フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)<sup>1</sup>

Direction générale de la concurrence, de la consommation et de la répression des fraudes<sup>2</sup>

フランス経済財務省内にあり経済活動のあらゆる段階(生産、加工、輸入、流通)での製造・販売、および輸入レベルでのフランスの法律の施行に責任を負っている。全ての食品の安全性にも責任を負う。

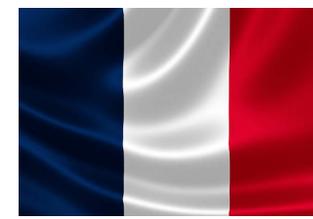
⇒食品接触材に関するガイドライン

④情報通知 No 2004-64 (2004年6月6日付)および⑤改定文書(2016年1月1日付)

⑥食品接触材料シートn° 1 V.02 (2017年4月1日付)

⑦食品接触材料シートn° 4 V.02 (2019年1月1日付)

⑧BOCCRF会報 n° 8 (1996年5月24日付)

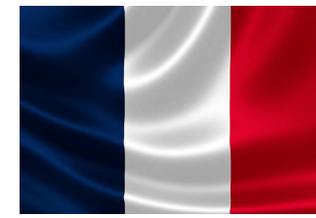


## フランス政府のDécret(デクレ)により定められている規制

### ①政令 No 2007-766 (2007年5月10日付)

Décret n° 2007-766 du 10 mai 2007 portant application du code de la consommation en ce qui concerne les matériaux et les objets destinés à entrer en contact avec les denrées alimentaires<sup>1</sup>

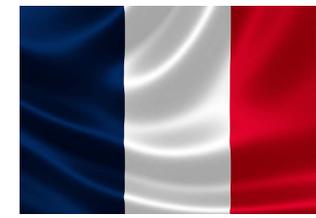
発行日	2007年5月10日
5材質中の対象	5材質全て(プラスチック、紙、金属、インク、接着剤)
内容(概要)	EU指令(EC)No.1935/2004を国内法として置き換えたもの。 一般的な要求事項が定義されている。(別紙F1参照)
食品接触材の 対象章(5材質)	第1条～第8条



## フランス政府のArrêt(アレテ)により定められている規制

②食品と接触するステンレス鋼材および品目に関する指令(1976年1月13日付)  
Arrêté du 13 janvier 1976 MATERIAUX ET OBJETS EN ACIER INOXYDABLE AU CONTACT DES DENREES ALIMENTAIRES<sup>1</sup>

発行日	1976年1月13日
5材質中の対象	金属(ステンレス)
内容(概要)	金属(ステンレス)においてクロムの含有量(13%~)や添加可能な物質について定めている。大枠は後述の④情報通知 No 2004-64(2004年6月6日付)および⑤改定文書(2016年1月1日付)や⑥食品接触材料シートn° 1 V.02(2017年4月1日付)と同様。(別紙F6参照)
食品接触材の対象章(5材質)	全て



## フランス政府のArrêt(アレテ)により定められている規制

### ③食品および製品と接触するアルミニウム材またはアルミニウム合金材および品目に関する指令 (1987年8月27日付)

Arrêté du 27 août 1987 relatif aux matériaux et objets en aluminium ou en alliages d'aluminium au contact des denrées, produits et boissons alimentaires<sup>1</sup>

発行日	1987年8月27日
5材質中の対象	金属(アルミニウムまたはアルミニウム合金)
内容(概要)	重量、含有量、コーティング、陽極酸化について 大枠は後述の④情報通知 No 2004-64(2004年6月6日付)および⑤改定文書(2016年1月1日付)や⑥食品接触材料シートn° 1 V.02(2017年4月1日付)と同様。(別紙F7参照)
食品接触材の対象章(5材質)	全て



## フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)に定められたガイドライン

④情報通知 No 2004-64 (2004年6月6日付) および⑤改定文書 (2016年1月1日付)

Note d'information n° 2004-64<sup>1</sup>

発行日	2004年6月6日
5材質中の対象	プラスチック、紙、金属
内容(概要)	食品接触材において特定の材質毎に定める基準値や宣言書作成の義務等(別紙F4参照)
食品接触材の 対象章(5材質)	プラスチック: 2. MATÉRIAUX PLASTIQUES. 紙: 4. PAPIERS ET CARTONS 金属: 6. ACIER INOXYDABLE ~ 13. OBJETS EN MÉTAUX DIVERS REVÊTUS ET MÉTAL BLANCHI(別紙F4参照)
適合宣言書作成者	輸出者(売り手)(第8条)
ポイント	この文書は最新のものでなく、DGCCRFの公式サイト <sup>2</sup> にて分割され、記載がされている。 また、この通知は2016年に改訂されてる(次のページに記載)

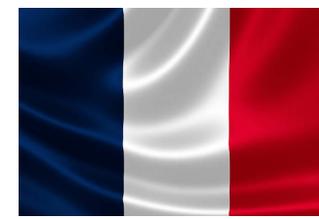


## フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)に定められたガイドライン

④情報通知 No 2004-64(2004年6月6日付)および⑤改定文書(2016年1月1日付)

Règles relatives aux métaux et alliages destinés à entrer en contact avec les denrées alimentaires DM/4B/COM/001 Version 01<sup>1</sup>

発行日	2016年1月1日
5材質中の対象	金属(ステンレス)
内容(概要)	④情報通知 No 2004-64(2004年6月6日付)の改訂文書。 各元素の含有量および不純物の基準などが記載されている。(別紙F5参照)
食品接触材の 対象章(5材質)	全て

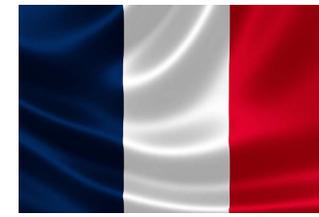


## フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)に定められたガイドライン

### ⑥食品接触材料シートn° 1 V.02(2017年4月1日付)

Fiche MCDA n° 1 (V02 - 01/04/2017)<sup>1</sup>

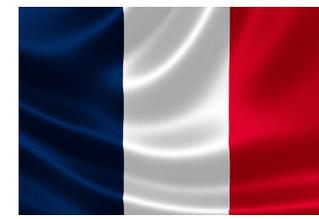
発行日	2017年4月1日
5材質中の対象	金属
内容(概要)	(EC) No. 1935/2004を基に食品と接触することが想定される金属の各元素の含有量および不純物の基準などが定められている。(別紙F6参照)
食品接触材の対象章(5材質)	全て



## フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)に定められたガイドライン

### ⑦食品接触材料シートn° 4 V.02(2019年1月1日付) Fiche MCDA n° 4 (V02 - 01/01/2019)<sup>1</sup>

発行日	2019年1月1日
5材質中の対象	紙(紙、ボール紙、竹、織物など)
内容(概要)	(EC) No. 1935/2004を基に食品と接触することが想定される紙類について、特定の要件や使用基準、移行量の制限等を定めている。(別紙F7参照)
食品接触材の対象章(5材質)	全て



## フランス競争・消費・不正抑止総局(DGCCRF)に定められたガイドライン

### ⑧BOCCRF会報 n° 8(1996年5月24日付)

Bulletin officiel de la concurrence de la consommation et de la répression des fraudes, 24 mai 1996, n° 8<sup>1</sup>

発行日	1996年5月24日
5材質中の対象	インク
内容(概要)	インク、印刷用インキ・ワニス用溶剤、色素調整剤に関する要求事項(別紙F8参照)
食品接触材の対象章(5材質)	SECTION DE L'ALIMENTATION ET DE LA NUTRITION(食品と接触する材料に関するフランス公衆衛生上級評議会の意見の章)(原本p25~/参考資料:別紙F8)

※BOCCRF＝競争、消費者、詐欺取締りの公式通報

## オランダ王国

- I. 5材質に対する規制一覧
- II. 食品接触材の管轄機関
- III. 各材質に関わる規制と概要
- IV. (参考)改定文書について



# オランダ 1. 5材質に対する規制一覧



管轄機関	規制	プラスチック	紙	金属	インク	接着剤	別紙*
食品および消費者製品安全局(NVWA)	①包装における商品法および消費者物品に関する規制 上記の改訂文書: ②オランダ王国官報(政府番号11934)	✓	✓	✓	✓	✓	N1

\*別紙＝弊社独自で作成した仮訳文書

# オランダ II. 食品接触材の管轄機関



- 食品および消費者製品安全局

(Nederlandse Voedsel en Warenautoriteit=NVWA<sup>1)</sup>)

農業・自然・食品品質省(LNV)と健康・福祉・スポーツ省(VWS)の政策を実施するもとにある独立機関。

食品接触材料の国立基準研究所(NRL)に指定されている。

食品接触材料に含まれる物質、食品接触材料から放出される物質の量、およびこれらの物質に伴うリスクを調査することにより食品と接触するパッケージや製品が安全で、すべての要件を満たしているかどうかを調査および評価している。<sup>2)</sup>

⇒食品接触材に関連する規制

Warenwetregeling verpakkingen en gebruiksartikelen

1) Nederlandse Voedsel en Warenautoriteit=NVWA <https://www.nvwa.nl>

2) 参考:厚生労働省.「輸出国調査について(オランダ)」。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000626121.pdf>



## 食品および消費者製品安全局 (NVWA) により定められている規制

### ① 包装における商品法および消費者物品に関する規制

Warenwetregeling verpakkingen en gebruiksartikelen<sup>1</sup>

発行日	2021年7月1日
5材質中の対象	5材質全て(プラスチック、紙、金属、インク、接着剤)
内容(概要)	食品接触材に関する全般的な要求事項。基本的には同法令の準拠を要求するが記載のない項目については(EC) No 1935/2004の第3条、第1項、パートaに準拠すれば良いと定めている。 基本的に内容はEUの規則を参照している。(別紙N1参照)
適合宣言書作成者	事業者((EC)No 1935/2004 第16条に従う)
食品接触材の対象章(5材質)	次のページに記載



## ①包装における商品法および消費者物品に関する規制 《各材質の対象章》

### プラスチック

#### Hoofdstuk I. – Kunststoffen (付属書 第1章)

基本的にEUの規制と指令に基づいている。

再生プラスチックに関しては規則(EC)2022/1616によって規制されリサイクル業者に対する特定の措置と要件を定めている。

### 紙と厚紙

#### Hoofdstuk II. – Papier en karton (付属書 第2章)

EU規則がないため国内法を制定している。<https://wetten.overheid.nl/BWBR0034991>

本稿には食品と接触することを意図した紙および段ボールの製造に使用することができる物質のポジティブリストが記載されている。また、完成品に対する要求事項も記載される。



## 金属

### Hoofdstuk IV. – Metalen (付属書 第4章)

EU規則が無いいため国内法を制定している。金属の包装および使用物品に関していくつかのことを規制しており、使用できる原材料、補助材料、基材(コーティングを含む)のポジティブリストがある。さらに、最終製品には、成分の移行に関する要件が課せられている。

## 接着剤

### Hoofdstuk II. 1.2.2 h. lijmen en vezelbindmiddelen(付属書 第2章)

### Hoofdstuk II. 1.2.2 q. hechtmiddelen, oplosmiddelen en inkten(付属書 第2章)

紙およびボール紙の製造、加工、または精製に使用することができるものとして接着剤が記載され、(EC)No 1935/2004 の第 3 条(1)の規定の適合性を要求している。

## インク

### Hoofdstuk XI. – Kleurstoffen en pigmenten (付属書 第11章)

(EC) No. 1935/2004 の第 3 条に準拠するとともに包装材料および消費財を着色および印刷するための染料および顔料は、本章のパート 3、パート4に規定に準拠している場合に許可されている。

# オランダ IV. (参考)改定文書について



①包装における商品法および消費者物品に関する規制 (Warenwetregeling verpakkingen en gebruiksartikelen) の改正については次の省より発行される。

- **健康・福祉・スポーツ省 (Ministry of Public Health, Welfare and Sports=VWS<sup>1</sup>)**

消費者の健康保護に関する法律等、施策の決定をする政府機関。

上述の通りNVWA の実施する食品安全に関する監視案について責任があり、改訂文書はこの省より発行される。

⇒今までに出た改訂文書(官報)  
オランダ王国官報(政府番号11934)

## ②オランダ王国官報(政府番号11934)

Staatscourant van het Koninkrijk der Nederlanden 2022, 11934<sup>2</sup>

発行日	2022年4月29日
内容(概要)	包装における商品法および消費者物品に関する規制の改訂文書 付属書のパート A への物質の削除と追加、およびいくつかの技術的修正に関連して、包装および消費財に関する商品法規則が修正された。

1) Ministry of Public Health, Welfare and Sports=VWS <https://www.government.nl/ministries/ministry-of-health-welfare-and-sport>

2) Staatscourant van het Koninkrijk der Nederlanden 2022, 11934 <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stcrt-2022-11934.html>

# ドイツの容器包装廃棄物法に基づく規則

# ドイツの容器包装廃棄物法に基づく規則(概要)



## ドイツ容器包装廃棄法 (VerpackG)

Gesetz über das Inverkehrbringen, die Rücknahme und die hochwertige Verwertung von Verpackungen (Verpackungsgesetz –VerpackG)<sup>1</sup>

発行日	2017年7月5日
管轄機関	ドイツ連邦司法・消費者保護省
種類	連邦法
目的	包装廃棄物が環境に与える影響を回避または軽減すること
対象	すべての包装
適合宣言書作成者	製造業者
内容	EU指令に基づいて制定され、循環経済を推進し、廃棄物の発生量を削減することを目的としている。容器包装を販売する企業が、廃棄物の再利用やリサイクルの責任を負うことが求められている。また、リサイクル率の目標も定められており、この法律の範囲内で発生する包装廃棄物の少なくとも65wt%を回収するなどの目標を掲げている。一般消費者への情報提供と、法的罰則も記載されている。(別紙R1参照)
ポイント	第26条に規定されている項目を履行するためのオンライン登録システム(LUCID)があるのが特徴的である(次ページに記載)

CONFIDENTIAL AND PROPRIETARY – © Eurofins Scientific (Ireland) Ltd [2021]. All rights reserved. Any use of this material without the specific permission of an authorized representative of Eurofins Scientific (Ireland) Ltd is strictly prohibited.

1) Gesetz über das Inverkehrbringen, die Rücknahme und die hochwertige Verwertung von Verpackungen (Verpackungsgesetz –VerpackG) <https://www.gesetze-im-internet.de/verpackg/>

# ドイツの容器包装廃棄物法に基づく規則(参考)



## オンライン登録システム(LUCID<sup>1</sup>)について

ドイツ容器包装廃棄物法(VerpackG)の第26条に規定されている項目を履行するためのオンライン登録システム。製造業者の登録などを行う。

Zentrale Stelle Verpackungsregister = ZSVR (Central Agency Packaging Register) が監視している。



包装材料を流通させる事業者や個人などが登録する

LUCIDのHP

Herzlich willkommen bei der Zentralen Stelle Verpackungsregister

Europaweit gilt für Verpackungen, dass der Hersteller eines Produkts auch für die Verpackung die Produktverantwortung im Sinne von Vermeidung, Wiederverwendung und Verwertung übernimmt. Die Umsetzung in Deutschland erfolgt über das Verpackungsgesetz (VerpackG). Die Zentrale Stelle Verpackungsregister übernimmt in diesem Zusammenhang die Aufgabe, die Produktverantwortlichen zu registrieren und damit öffentlich zu machen und über weitere Aufgaben (z. B. Datenmeldung) für Transparenz und Rechtsklarheit zu sorgen. Die weiteren ökologischen Ziele, wie u. a. die Erfüllung der Recyclingquoten und die finanzielle Förderung von nachhaltigeren Verpackungen, werden durch die Zentrale Stelle Verpackungsregister überwacht.

Aktuelle Stellenangebote jetzt ansehen!  
» Zu den Stellenanzeigen



<b>Hersteller...</b> ... bringen mit Ware befüllte Verpackungen in Verkehr (beispielsweise Produzenten, Importeure, Online- und Versandhändler, Vertreiber von Serviceverpackungen). Sie registrieren sich hier im Verpackungsregister LUCID! <a href="#">Login &gt;</a> <a href="#">Registrierung starten &gt;</a>	<b>Prüfer...</b> ... nehmen Prüfungen nach VerpackG vor (Wirtschaftsprüfer, Steuerberater, Sachverständige u. a.)! <a href="#">Login &gt;</a> <a href="#">Registrierung starten &gt;</a>	<b>Beauftragte Dritte...</b> ... können für registrierte Hersteller Vollständigkeitserklärungen abgeben! <a href="#">Login &gt;</a> <a href="#">Login anfragen &gt;</a>	<b>Bevollmächtigte...</b> ... mit Niederlassung in Deutschland sind von ausländischen Herstellern mit der Wahrnehmung ihrer Pflichten nach dem VerpackG beauftragt! <a href="#">Login &gt;</a> <a href="#">Login erstellen &gt;</a>
--	---	--	--

1) LUCID <https://www.verpackungsregister.org/en>

# フランスの循環経済法に基づく規則

# フランスの循環経済法に基づく規則(概要)



## 循環経済法 (l' 'économie circulaire)

LOI no 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l' 'économie circulaire (1)<sup>1</sup>

発行日	2020年2月11日
管轄機関	フランス政府
種類	法令
目的	フランス国内における廃棄物の削減と循環型経済の促進
対象	プラスチック製品、再利用可能な包装材など
内容	この法律は、フランスでの廃棄物削減と循環型経済の促進を目的としており、使用後に廃棄される製品の削減、再利用、リサイクル、廃棄物処理の最適化など、様々な取り組みを義務化している。具体的には、プラスチック製品の使用を減らすための規制、再利用可能な包装材の割合を増やすための措置、生産者責任原則の強化、不法投棄防止策の実施などが盛り込まれている。この法律は、フランスにおける環境保護とサステナビリティの促進に貢献するものとして注目を集めている。(別紙R2参照)

# 欧州議会および理事会指令 94/62/EC

# 欧州議会および理事会指令 94/62/EC (概要)



## 欧州包装廃棄物指令 94/62/EC

### EUROPEAN PARLIAMENT AND COUNCIL DIRECTIVE 94/62/EC<sup>1)</sup>

発行日	1994年12月20日
管轄機関	欧州委員会
種類	欧州指令
目的	包装廃棄物の生成を防止し、EU加盟国および第三国の環境への影響を防止し、EU各国の包装および廃棄物の管理に関する各国の措置を調和させること。
対象	材質を問わず、域内の市場に出されるすべての包装とすべての包装廃棄物
内容	<p>具体的には本指令は以下の目的などを持っている。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.環境の保護:包装廃棄物が環境に与える影響を最小限に抑え、EU内で循環経済を確立すること。</li><li>2.EU市場の自由化:EU内の市場において、包装材料の自由な移動を促進すること。</li><li>3.包装資源の再利用およびリサイクル:包装資源の再利用およびリサイクルを促進することにより循環経済を確立すること。</li><li>4.健康保護と安全性確保:包装が保護する商品や製品の品質と安全性を確保すること。</li></ol> <p>など(別紙R3参照)</p>

# 欧州議会および理事会指令 (EU) 2022/1616

# 欧州議会および理事会指令 (EU) 2022/1616 (概要)



## EUリサイクルプラスチック規則 2022/1616 COMMISSION REGULATION (EU) 2022/1616<sup>1)</sup>

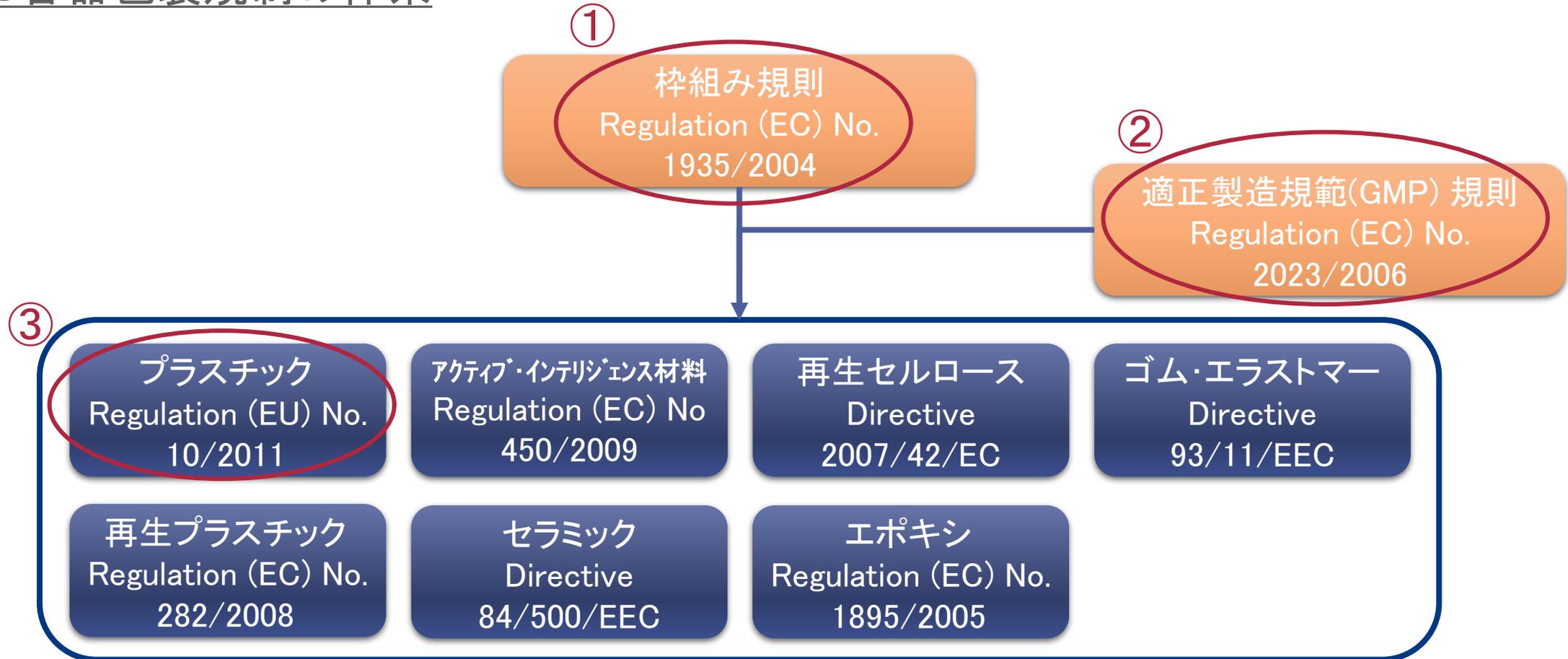
発行日	2022年9月15日
管轄機関	欧州委員会
種類	欧州指令
目的	再生プラスチック製品の上市、製造、食品接触使用などの規定を定めること
対象	EU域内に上市される再生プラスチックを使用した食品包装などの製品
内容	<p>具体的には本規則は以下の目的などを持っている。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.再生プラスチック製品の上市:再生プラスチック材料および成形品の製造における要件の規定など</li><li>2.プラスチックのリサイクルおよび再生プラスチックの使用に関する要求事項:回収および前処理に関する要件の規定など</li><li>3.リサイクル技術の開発:リサイクル技術の新規開発のための要件の規定など</li><li>4.適合宣言書の具体的要件:適合宣言書の作成テンプレートなど(別紙R4参照)</li></ol>

## EU容器包装規制の概要

- I. EU容器包装規制の体系
- II. EU容器包装規制の概要
  - ①Regulation (EC) No. 1935/2004
  - ②Regulation (EC) No. 2023/2006
  - ③Regulation (EU) No.10/2011



## I. EU容器包装規制の体系



## II. EU容器包装規制の概要

### ①食品に接触することを意図した材料および成形品に関する規則(枠組み規則)

#### Regulation (EC) No. 1935/2004<sup>1</sup>

発行日	2004年10月27日
管轄機関	欧州委員会
種類	欧州規則
目的	人の健康および消費者の利益を高度に保護するための基礎を提供し、EU域内における食品と直接又は間接的に接触することを意図した材料および物品の市場の効果的機能を確保すること。
対象	食品に接触することを意図した材料および成形品全般
対象者(責任者)	EU市場で食品接触材料やその原料を製造、加工、流通するすべての事業者
内容	<p>一般要求事項(第1条)</p> <p>機能性材料および成形品の要求事項(第4条)</p> <p>材質別の個別規定に関する具体的事項(第5条)</p> <p>ラベル表示に関する規定(第15条)</p> <p>個別規定上の適合宣言の要求(第16条)※1</p> <p>その他、各国での規制を認める条項、化学物質の申請および認可に関する条項他</p> <p>対象となる材質のリスト(付属書I)※2</p>

CONFIDENTIAL AND PROPRIETARY – © Eurofins Scientific (Ireland) Ltd [2021]. All rights reserved. Any use of this material without the specific permission of an authorized representative of Eurofins Scientific (Ireland) Ltd is strictly prohibited.

1) Regulation (EC) No. 1935/2004 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32004R1935>

## II. EU容器包装規制の概要

①食品に接触することを意図した材料および成形品に関する規則(枠組み規則)  
Regulation (EC) No. 1935/2004

### ※1 適合宣言書について

**適合宣言 = Declaration of Compliance (Declaration of Conformityではない)**

材質別の個別規定上で適合宣言書を要求することが規定されている。

ただし、適合宣言書だけでなく、それを説明するための証拠文書が必要となる。

統一規則がない場合は、各国法で要求して良いとしている。

## II. EU容器包装規制の概要

①食品に接触することを意図した材料および成形品に関する規則(枠組み規則)

Regulation (EC) No. 1935/2004

### ※2 付属書IIにリスト化された材質

機能性材料および成形品	接着剤	セラミック
コルク	ゴム	ガラス
イオン交換樹脂	金属および合金	紙
プラスチック	印刷インキ	再生セルロース
シリコン	繊維	ワニスおよびコーティング
ワックス	木材	オレンジ背景 =個別に要求事項が記載された法令があるもの

## II. EU容器包装規制の概要

### ②適正製造規範(GMP\*) 規則

#### Regulation (EC) No. 2023/2006<sup>1</sup>

発行日	2006年12月22日
管轄機関	欧州委員会
種類	欧州規則
目的	(EC) No. 1935/2004で記載された材質の適正製造規範(GMP)の規定
対象範囲	出発物質の製造を除くすべての製造・加工・流通段階 (付属書に記載された詳細な規則については記載された関連の工程にのみ適用される)
内容	品質保証システム※1、品質管理システム※2の確立、文書化、実施について 食品非接触面へ印刷インキを塗布する工程を含む場合の詳細要求事項 ※1品質保証システム＝材料または成形品がその使用目的に要求される品質に適合することを保証するための体系的に文書化されたもの ※2品質管理システム＝出発原料、中間・最終原料および成形品が品質保証システムで決定された規格に適合することを保証するもの

\*GMP=Good Manufacturing Practice

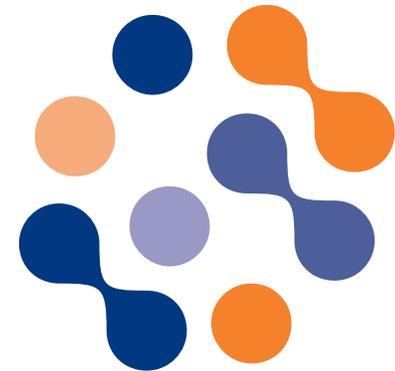
## II. EU容器包装規制の概要

### ③プラスチック規則

#### Regulation (EU) No.10/2011<sup>1</sup>

発行日	2011年1月14日
管轄機関	欧州委員会
種類	欧州指令
目的	(EC) No. 1935/2004の第5条に基づき、プラスチック材料および成形品の製造および販売に関する特定の要求事項の規定
対象	食品と接触される、既に食品と接触している、または食品と接触されることが予想されるプラスチック材料および成形品
内容	<p>一般条項(1～4条)</p> <p>構成要件(5～12条): 認可化学物質、化学物質の一般要求、規制および仕様等</p> <p>特定のプラスチック材料または成形品の特別条項(13～14条)</p> <p>適合宣言と文書化(第15～16条)</p> <p>適合(第17～19条): 移行試験の適合評価のルール、Union Listに収載されていない物質の評価等</p> <p>最終条項:(第20～23条): 法の修正、廃止、移行条項、発効と適用</p>

## ユーロフィン・プロダクト・テストイングについて



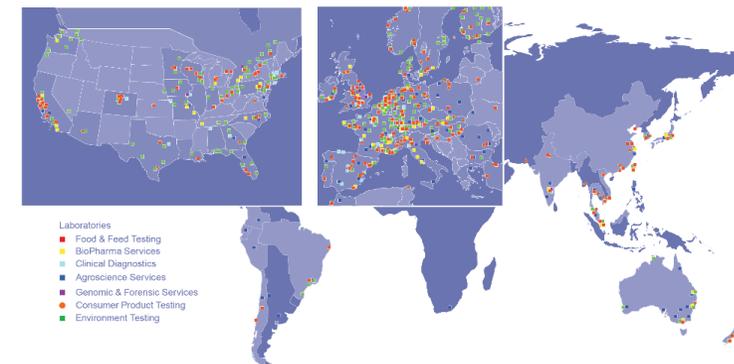
# ユーロフィン・プロダクト・テストングについて



## ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社

### ユーロフィンについて:

61ヶ国(2023年3月現在)に最高水準の技術・設備を備えた900を超える研究所を擁する、世界最大の分析企業グループ。世界各国の法令・規制に対応する各種資格を保有する技術者をはじめ、専門知識を持つプロフェッショナルが、お客様のビジネスの発展と地球環境の保全をサポートしております。



### 弊社が提供する海外容器包装のサービス:

弊社では欧州プラスチック規制(EU No.10/2011) や米国FDA、中国GB等各国の食品接触材に関する法規制対応のための試験を行っております。世界各国に試験所を持つユーロフィングループネットワークを駆使し、法令対応に必要な分析サービスや対応に関するご相談を受け付けております。

#### 《主な分析対象製品》

- ・プラスチック製食品包装材
- ・陶磁器等の食器
- ・その他、食品に接触する用途の製品



# ユーロフィン・プロダクト・テストングについて

## その他弊社が提供する主なサービス:

法令対応試験: RoHS・REACH/SVHC・TSCA・食品衛生法

化学物質試験: PFAS・ハロゲン

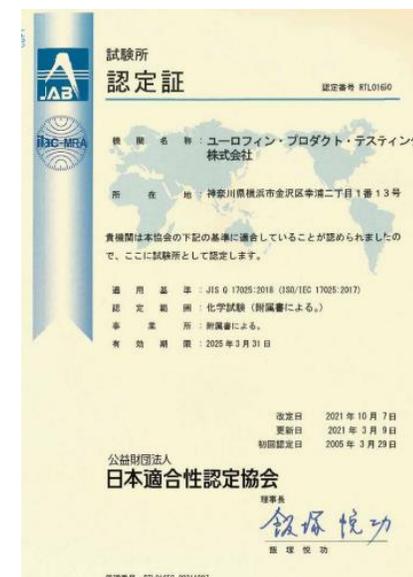
化粧品向け試験: パッチテスト・評価試験・安全性試験

農薬向け試験: 毒性試験・有効性試験

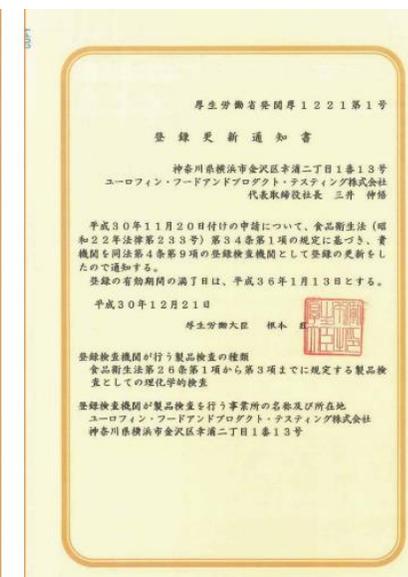
## 弊社が取得している認定・登録:

試験所及び校正機関の能力に関する国際規格 ISO/IEC17025 (RoHS試験)

厚生労働省 登録検査機関(食品衛生法(器具・容器包装・おもちゃ)試験)



JAB認定書



食品衛生法登録検査機関  
であることの通知

本稿のご不明点または分析試験のご相談などにつきましては、  
下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

TEL: 045-780-3831

E-Mail: [cptjapan@eurofins.com](mailto:cptjapan@eurofins.com)

HP: <https://www.eurofins.co.jp/製品分析/>